

JETRO

特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

ブラジル 編

2011年3月



支社が他の州に開設される場合、保護は、商業委員会が発行する原登記の証明書を添えて、かかる州の商業委員会の当該支社に登記がされる時に開始される（DNRC 規範的指令第 104/2007 号第 11 条第 1 項）。

商号の保護の出願時には、企業の本社が所在する州の商業委員会に通知を行わなければならない（DNRC 規範的指令第 104/2007 号第 11 条第 2 項）。

また、ブラジル民法は商号の登記の規定を設けており、事業者及び企業の双方が商業委員会が所管する商事会社の公的登記簿に登記することを定めている。単なる法人は法人の民事登記簿に登記しなければならない、単なる法人が会社の形態の 1 つを採用する場合、その規則を遵守しなければならない（民法第 1150 条）。

6.1.4. 申請できる者

商号の登記は、法律に基づき、新規性及び真実性の原則の検証を受け、企業が請求する。

適切な登記簿への企業若しくは法人の定款、又はそれぞれの注釈の付記登記は、特定の州内での当該名称に対する排他的権利を保障する（民法第 1166 条）。

6.2. ドメインネーム

6.2.1. 準拠法

ブラジルインターネット管理委員会（CGI.br）は、国内におけるすべてのインターネットサービスを調整、統合し、提供されるサービスの技術的な質、技術革新及び普及を促進するために、2003 年 9 月 3 日付の大統領決定第 4829 号により改正された 1995 年 5 月 31 日付の共同省令第 147 号により設置された（<http://www.cgi.br/sobre-cg/definicao.htm>）。

ドット BR 情報調整センター（NIC.br）（<http://www.nic.br/sobre-nic/nicbr.htm>）は、CGI.br の決定及び事業を実施するために設置された。その職権の一つとして、Registro.br（www.registro.br）により、かつ決議 CGI.br 第 08/2008 号の規定に従って、「.br」を使用するドメインネームの登録及び管理がある。

6.2.2. 定義

ドメインネームは、コンピュータ群を特定するために使用されており、またインターネットアドレスの記憶を可能にするために作成された。

6.2.3. 申請できる者

利用可能なドメインネームの登録は、申請の時点で決議第 08/2008 号及びその附則に従って登録要件を満たす最初の申請者に許可される（決議 CGI.br 第 08/2008 号第 1 条）。

ドメインネーム「.br」は、ブラジルで適法に業務を行う事業者、独立した専門家及び個人にだけ与えられる。外国企業は仮登録を認められることがある（決議 CGI.br 第 08/2008 号第 2 条）。

6.2.4. 登録

申請者はドメインネームを選択し、施行されている法律に違反する名称、誤謬を誘導する名称、第三者の権利を侵害する名称、インターネットの定義済みの概念を表す名称、侮辱的又は無礼な言葉を含む名称、州、内閣などの頭字語を表す名称の登録が禁止されていることを知っている旨を宣言しなければならない（決議 CGI.br 第 08/2008 号第 1 条補項）。

ドメインネームの申請者は、次のことを行わなければならない。

- a) ドメインの権利保有者の有効なデータを提出すること。
 1. 法人： (i) 商号、 (ii) CNPJ（企業納税者登録）番号、 (iii) 物理的住所及び電子住所、 (iv) 担当者氏名、 (v) 電話番号。
 2. 個人： (i) 正式な名前、 (ii) CPF（個人納税者登録）番号、 (iii) 物理的住所及び電子住所、 (iv) 電話番号。
- b) ドメイン登録の許可書発行日時から 14 日以内に、ドメイン登録を設定し、その管理を行う 2 以上 5 以下の DNS サーバーを届け出ること。
- c) 次の事項について登録及び届出を行うこと。
 - i) 事業者のデータの管理及び更新、新たなドメインの登録、及び他のドメイン契約の修正について責任を有する者であって、事業者の連絡先として指定される者。この者は、事業者の経営に直接関係する者でなければならない。
 - ii) DNS サーバーの技術データの管理及び変更について責任を有する者であって、技術に関する連絡先として指定される者。インターネット・プロバイダー、又は、場合によっては、事業者の技術部門の担当者がこの者を代理することが推奨される。
 - iii) 集金連絡先を指定して、支払い及び徴収の指示の送信先の電子アドレスの提供及び更新について責任を有する者であって、徴収に関する連絡先として指定される者。この者は、事業者の経営幹部に直接関係する者であることが推奨される。
 - iv) 技術及び徴収に関する連絡先の変更及び更新を含むドメインネームの運営について責任を有する者であって、管理に関する連絡先として指定される者。この者は、事業者の経営に直接関係する者であることが推奨される。

（決議 CGI.br 第 08/2008 号第 4 条）

外国企業は、Registro.br に登録されている者であるブラジルの居住者に対し委任状を与えなければならない。この者には、身分証明書が与えられるが、その内容はドメイン名登録フォームに記載され情報提供されるものである。

6.2.5. 外国企業の登録手続

登録を求める外国企業は、次の書類を Registro.br に提出しなければならない。

(i) 出身国で認証を受けた委任状であって、ドメインの使用権の登録・取消・移転権、事業体の連絡先の変更権、並びに裁判所内外での企業の代理権を付与するもの、(ii) 出身国で認証を受けた会社の事業領域の申告書であって、次の事項の記載があるもの。商号、完全な住所、電話番号、企業の目的、行う活動、法律上の代表者の氏名及び肩書き、(iii) 出身国で認証を受けた、NIC.br による受領日から 12 ヶ月以内に企業がブラジルにおいて活動を開始する旨の申告書、(iv) 当該企業の出身国のブラジル領事館から取得されるべき委任状、事業領域申告書及びブラジルでの事業開始申告書の領事認証。領事認証は当該企業の出身国のブラジル領事館から取得する。(v) 委任状、事業領域申告書及びブラジルでの事業開始申告書の宣誓翻訳文、(vi) 委任状による代理人の CNPJ 又は CPF の謄本、(vii) 外国企業の ID 連絡先を記載した代理人の正式文書。

Registro.br の書類提出先住所は次の通り。

A/C Hostmaster - Registro .br
Assunto: Cadastro de empresa estrangeira
Av. das Nações Unidas, 11541, 7º andar
04578-000 - São Paulo - SP

6.2.6. ドメイン登録の期間及び手数料

本ガイドの作成時点でのドメイン登録料は次の通りであった。

- (i) NOM.BR 登録の場合は、3 年間は 30.00 レアル、その後は登録又は更新手続の際に 1 年間の更新につき 9.00 レアル。
- (ii) BR 登録の場合は、1 年間は 30.00 レアル、その後は登録又は更新手続の際に 1 年間の更新につき 27.00 レアル。 (<http://registro.br/faq/faq4.html#1>)

6.3. 集積回路の回路配置

6.3.1. 準拠法

集積回路の回路配置には、とりわけ、デジタルテレビ機器及び半導体電子部品産業への優遇措置、及び集積回路の回路配置の知的財産権の保護を規定する法律第 11484/2007 号、並びに INPI 決議第 187/08 号及び第 190/08 号が適用される。

6.3.2. 定義及び内容

法律第 11484/2007 号（以下、「集積回路法」）に基づき、(i) 集積回路とは、複数の素子（少なくとも 1 の能動素子を含む）。及び配線の一部又は全部が一片の材料の表面又は内部に取り付けられ、かつ、電子的機能を果たすよう意図された最終形態又は中間形態の製品をいい、また (ii) 集積回路配置 (topography) とは、手段又は

[特許庁委託]

模倣対策マニュアル ブラジル編

[著者]

Ana Saito da Costa

Karina Hata

Mário Massanori Iwamizu

LAUTENSCHLEGER, ROMEIRO e IWAMIZU Advogados

[発行]

日本貿易振興機構 在外企業支援・知的財産部 知的財産課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階

TEL:03-3582-5198

FAX:03-3585-7289

2011年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が2011年1月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。